#### 地域再生計画

- 地域再生計画の名称
  福岡県障害者雇用促進計画
- 2 地域再生計画の作成主体の名称 福岡県
- 3 地域再生計画の区域 福岡県の全域
- 4 地域再生計画の目標
- (1) 取組の背景

福岡県では、障害のある人もない人も誰もが相互に人格と個性を尊重し、 支えあう共生社会の実現を基本目標とし、障害者が地域で安心して暮らすこ とができるように、障害者の就業支援等の充実強化に努めてきた。

具体的には、就業を希望する障害者や離職を余儀なくされた障害者に対しては、職業訓練を国立県営福岡障害者職業能力開発校等で行うとともに、民間教育訓練機関等に委託して実施している。独力での就職が困難な障害者に対しては、職場での基本ルールの習得などの職業準備訓練を福岡県障害者雇用支援センターで行っており、その運営を平成7年から支援してきた。就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対しては、相談・指導、雇用主や関係機関との調整を現在県内4地区に設置している障害者就業・生活支援センターで図っており、さらなる増設を目指している。求職障害者に対しては、就職準備講座の実施等により就職に向けた心構えの習得や不安感の払拭に努めている。

また、障害者雇用の拡充には企業の理解促進が重要であることから、ハローワーク等関係機関と連携し、障害者を対象とした就職面談会を実施するとともに、障害者雇用に対する理解を深めるためのセミナーや大会の開催、優良事業主の表彰を行い、広く普及啓発に取り組んでいる。

さらに、地域の経済団体の組織力を活用し、知的障害者の職場実習先の開拓を行い、開拓データを特別支援学校、福祉施設、就労支援機関へ提供している。今年度からは、民間職業紹介会社に委託して求人先の開拓と企業ニーズに合わせた就職あっせんまでの一貫した支援を開始したところである。

現在、福岡県の障害者の雇用状況については、従業員に占める障害者の割合を示す障害者実雇用率が平成19年6月1日現在で1.63%となり3年

連続で向上し、障害者の雇用者数及び就職件数は年々増加するなど改善している。

しかし、法定雇用率である1.8%を達成している企業の割合は、対象企業数の約半数に留まっている。また、就労支援の抜本的強化を柱とする障害者自立支援法の施行等により、障害者の社会参加・一般就労への意欲はますます高まっており、更なる雇用促進が求められている。

こうした状況を踏まえ、障害者を積極的に雇用する企業の一層の開拓と支援強化等を図り、障害者雇用の安定的確保を拡大させる必要がある。

### (2) 意義及び目標

障害者雇用に積極的な企業に対する支援策の実施による効果として、計画 期間中に約400人の障害者雇用を創出し、雇用率の改善を目指す。

# 5 目標を達成するために行う事業

## 5-1 全体の概要

本県には、障害者実雇用率が4%を超える企業が約100社設立されており、多数の障害者に就業の機会を提供している。障害者雇用を推進する上でこのような企業の役割は大変重要であり、社会全体で支援を行う必要がある。このため、県内の障害者を積極的に雇用している企業を再チャレンジ支援税制の対象となる特定地域雇用会社として指定し、寄附の増進を図る。

また、本県独自の取組として、特例子会社の新規設立の促進をはじめとする様々な支援事業を実施することで障害者雇用の拡大を目指す。

# 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

A2002 地域において再チャレンジに取り組む会社への寄附に対する課税の 特例【直接型】

- (1) 課税の特例の対象となる事業の内容
  - ① 県内の障害者を積極的に雇用している企業(5人以上常用雇用、かつ、従業員に占める割合が5%以上)に対し再チャレンジ支援税制制度について周知する。指定を希望する企業の審査を行い特定地域雇用会社として指定することにより、障害者雇用の拡大を図る。
  - ② 県ホームページ等において特定地域雇用会社に対する寄附募集の 広報を行い、寄附の増進を図る。

## (2) 事業の実施による地域再生に資する経済的社会的効果

(1) の取組により、県内の企業に対し、障害者雇用へのインセンテ

ィブを与えることで、計画期間中に約400人の障害者雇用を創出し、 雇用率の改善を目指す。

- 5-3 その他の事業
- 5-3-1 基本方針に基づく支援措置 該当無し
- 5-3-2 独自の取組

本県では、平成20年度から、新規事業として次のような事業を実施し、 障害者雇用促進をさらに進める予定としている。

# (1)特例子会社の設置促進

障害者雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、障害者を集中的に雇用する場合、その子会社の障害者を含めた労働者を親会社に雇用されているとみなす特例子会社制度は、障害者雇用を拡大する上で有力な方策である。

特例子会社は、現在県内に6社が設立されており、さらなる設立促進を図るため、東京及び福岡に特例子会社ワンストップ窓口を設置し、制度の周知、設立に向けた相談・提案等を行う。また、特例子会社立地交付金制度を創設し、設立時の負担軽減を図る。

誘致企業の障害者雇用がスムーズに実施できるよう、従前から行っている 障害者無料職業紹介事業を活用するとともに、地元の障害者就労支援機関と 密接に連携し雇用管理や職場定着が円滑に行われるよう支援していく。

# (2) 優先発注制度

県が物品の購入や業務の委託等を行う場合、障害者を積極的に雇用している企業に優先して発注を行うことができるよう、制度の整備及び発注可能な業務の抽出やマッチングを行う。

#### 6 計画期間

平成20年度~平成24年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

特定地域雇用会社における障害者の雇い入れ数及び寄附金額を集計する とともに、事業利用企業等に対する調査を実施し、事業の実施効果を分析す る。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 該当無し